

【特定調達公告】江の川水道用水供給事業等運転監視等業務委託に係る一般競争入札の実施

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年2月16日

島根県知事 丸山達也

1 調達内容

(1) 委託業務名及び数量

江の川水道用水供給事業等運転監視等業務委託 一式

(2) 委託場所

島根県企業局西部事務所（島根県江津市松川町上河戸703）

(3) 業務概要

江の川水道用水供給事業、工業用水道事業の運転監視等業務

(4) 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札参加資格

(1) 平成30年度以降に、官公庁における上水道施設の維持管理及び運転監視業務（令和5年3月 厚生労働省医薬・生活衛生局作成「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」に定義する監視、巡視、点検、維持をいう。）の実績が、継続して1年以上ある者であること。

(2) 水道技術管理者資格を有する職員を複数名雇用している者であること。

(3) 令和6年度から令和8年度までにおける島根県企業局の江の川水道用水供給事業等運転監視等業務委託に係る入札参加資格を有する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 島根県税の滞納がない者（納期限が到来していないものを除く。）又は納税義務がない者であること。

(6) 消費税及び地方消費税の滞納がない者（納期限が到来していないものを除く。）又は納税義務がない者であること。

(7) 公告日から入札書提出期限までの間に、島根県の建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱による指名停止を受けていない者であること。

(8) 入札に参加しようとする者との間に、資本関係、人的関係その他入札の適正が阻害されると認められる関係がないこと。

(9) 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、公告日から令和6年3月1日（金）午後4時までに、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び所定の書類を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。ただし、電子調達システムの利用未登録者及び事情により手続を書面により行う者は、4の(2)の担当部局へ郵送又は持参すること。書類の郵送に当たっては、郵便書留等の配達記録が残るもの（以下「郵送等」という。）を利用すること。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4 入札説明書等の交付等

(1) 交付期間

公告日から入札日の前日まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

(2) 交付場所等

ア 〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県企業局総務課

イ 電子調達システムの入札情報サービス（PPI）及び島根県企業局のホームページに掲載する。

(3) 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問のある者は、入札等質疑書を電子調達システム、郵送等により提出するものとする。

ア 提出期限

令和6年3月4日（月）午後4時まで

イ 提出場所

(2)のアの場所

ウ 回答

令和6年3月6日（水）までに電子調達システムにより回答するとともに、入札情報サービス（PPI）に掲載する。

なお、やむを得ない事由により電子調達システム等を閲覧できない入札者については、書面により回答するので、8の(8)の問合せ先まで連絡すること。

5 入札方法等

本案件は、島根県電子入札運用基準による電子調達システムにより行うものとする。ただし、電子調達システムの利用未登録者及び事情により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、島根県電子入札運用基準に定める紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り書面による（以下「紙入札」という。）ことができる。

(1) 入札書提出期間

電子調達システムにおいては、令和6年3月18日（月）午前9時から同月19日（火）午後4時まで

紙入札においては、令和6年3月18日（月）午前9時から同月19日（火）午後4時までに4の(2)の場所に持参又は郵送等により提出すること（必着）。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の辞退

(1) 競争参加資格確認申請者の入札辞退は、電子調達システムによる入札書提出期日までは、いつでも入札を辞退することを認めるものとする。ただし、入札書を提出した後は、辞退できない。

(2) 入札辞退者は電子調達システムにより手続を行うとともに、その理由を明記した入札辞退届を開札時まで、4の(2)の場所に持参又は郵送等により提出すること。

(3) 入札辞退届を提出せずに辞退した場合、あるいは辞退の理由が不適切な場合は、不誠実な行為として指名停止の措置を行う場合がある。

7 開札等に関する事項

以下の日時に行い、落札結果は電子調達システムにより通知するとともに、入札（落札）結果は入札情報サービス（PPI）に掲載する。

なお、書面により入札書を提出したものについては、電話等により通知する。

開札日時 令和6年3月21日（木）午前10時から

開札場所 島根県企業局総務課

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札参加資格を有する者は、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2第1項第3号に基づき免除する。

(3) 契約保証金

入札参加資格を有する者は、島根県会計規則第69条の2第7号に基づき免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 契約における特約条項

本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降に対する当該金額の歳出予算について、島根県議会により予算の減額又は削除があった場合は契約を解除することができる。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県企業局総務課 予算調整係 電話0852-22-5673

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied: Gōnokawa River Water Supply Project and Operational Supervision Work Tender - 1 set

(2) Date and time of tender: From 9:00 18 March 2024, to 16:00 19 March 2024

(3) Supervising Office (Contact): Budget Adjustment Section, General Affairs Division, Bureau of Public Enterprise, Shimane Prefectural, Government 8 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken 690-8501, JAPAN
TEL 0852-22-5673